平成二年農林水産省令第十八号

施行規則 森林の保健機能の増進に関する特別措置法

を実施するため、森林の保健機能の増進に関する 成元年法律第七十一号)第六条第一項並びに第三 特別措置法施行規則を次のように定める。 第二号及び第三号の規定に基づき、並びに同法 森林の保健機能の増進に関する特別措置法 伞

(森林経営計画の対象とする森林の基準)

その森林が集団的に存在しているものであるこ あっては、五ヘクタール)以上であり、かつ、 項第二号に規定する特定広葉樹育成施業森林に 二十六年農林省令第五十四号)第三十九条第二 おむね三十ヘクタール(森林法施行規則(昭和 水産省令で定める基準は、その森林の面積がお 法(以下「法」という。)第六条第一項の農林 森林の保健機能の増進に関する特別措置 0)

(森林保健施設の総量規制)

定める比率は、付録第一の算式により算定され第二条 法第六条第三項第二号の農林水産省令で る比率とする

規定する対象森林をいう。以下同じ。)が地勢前項の比率は、対象森林(法第六条第一項に 分けられる場合には、当該小流域ごとに適用すへクタールの面積を有する流域をいう。)別に その他の条件を考慮して小流域(おおむね五十

(技術的基準)

定める技術的基準は、 法第六条第三項第三号の農林水産省令で 別表のとおりとする。

この省令は、法の施行の日 から施行する。 則 (平成二年五月一 月一三日農林水

施行期日) 産省令第七六号) 第七六号) 抄(平成一〇年一一)

第一条 この省令は、平成十一 行する。 年四月一日 から施

産省令第一四一号) 則 (平成一三年一一 月二八日農林水

(施行期日)

第一条 この省令は、 行する。 (平成二四年三月一九日農林水産 平成十四年四月一日 「から施

省令第 一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、 施行する。 平成二十四年四月一 日 から

省令第五号) 則 (平成二五年二月二六日農林水産

第一条 この省令は、 施行する。 平成二十五年四月一日

事項 別表(第三条関係) 基準

林る場合には、この限りではない。 皆伐以外の方法とする。 ただし、 次に掲げ

の災害その他の災害により損害を受けた森林 施 を整備する場合 (一) 病虫害、火災、気象上の原因による

ある場合には、 五百平方メートル以上のものに限る。)が 採する面積の合計が付録第二の算式により 場合で次に掲げる要件の全てを満たすとき 該施設の区域内に建築物(その建築面積が 設」という。) との距離が五十メートル (当 道及びこれに類する施設(以下「遊歩道等. 箇所又は立木を伐採する箇所と法第二条第 算出される面積以下であること。 |項第二号に規定する森林保健施設 いう。)を除く。以下この表において「施 ヘクタール以下であり、かつ、立木を伐 立木を伐採する一箇所当たりの面積が 立木を伐採する箇所と立木を伐採する この項の(一)に掲げる場合以外の 百メートル)以上である。 (遊歩

であること 以下の距離にある森林の林齢が十五年以上 立木を伐採する箇所から五十メート

設置の場所

砂防法 (明治三十年法律第二十九号)

ついれによいませいさせい。このでは、このでは、こので、上砂の崩壊、土砂の流出その他これらか、土砂の頃の(一)のイに掲げる土地のほって、この項の(一)のイに掲げる土地のほって、 |第二条の規定により指定された土地及び地 置しないものとする。 号)第三条第一項の規定により指定された 区域内の土地には、原則として、 り等防止法(昭和三十三年法律第三十 施設を設

げる施設の保全上必要な施設をいう。) 進に関する特別措置法施行令(平成二年政イ 施設(保全施設(森林の保健機能の増 令第百十三号)第一号から第四号までに! る土地には、施設を設置しないものとする。 設置に係る傾斜度

の区域内の土地について、当該土地の傾 施設が遊歩道等である場合には、当該施 土地の形質の変更に係る幅

(三) 遊歩道等についての立木の伐採又は

の建築面積の合計は二百平方メートル未満

又は樹冠疎密度が十分の三以上で利用しよ

うとする場合には、当該施設に係る建築

タール未満とする。 度未満の場合には当該施設の面積は二へク クタール未満とし、植生状態で利用し、 五度未満の場合には当該施設の面積は六 態で利用し、かつ、当該土地の傾斜度が十 の面積は一・二ヘクタール未満とする。た 上で利用しようとする場合には、当該施設 つ、当該土地の傾斜度が十五度以上二十五 だし、当該区域内の土地について、植生状 満とする。 施設の区域を樹冠疎密度が十分の三以

質の変更に係る面積は当該施設の区域の面該施設の区域内の立木の伐採又は土地の形 積の十分の一未満とする。 の面積は六ヘクタール未満とし、かつ、 合にかかわらず、施設が当該施設の区域内ハ この項の(一)のイ又は口に掲げる場 に小規模建築物(その建築面積が二百平方 メートル未満のものをいう。)を分散させ て建築するものである場合には、当該施設 当

分の三未満かつ非植生状態で利用しようと 設を除く。以下この項の(二)のイ及び において同じ。)の区域を樹冠疎密度が十 する場合には、当該施設に係る一建築物の 施設(この項の(一)のハに掲げる施 一施設当たりの建築物の建築面積

地の傾斜度は十五度未満とする。 木以外の植生がない状態をいう。以下同じ の区域内の土地について、非植生状態(立 除く。この項の(二)の口において同じ。) 下同じ。)で利用しようとする場合には、 で利用しようとする場合には、 (立木以外の植生がある状態をいう。 施設の区域内の土地について、植生状 当該土

当該土地の傾斜度は二十五度未満とする。

し、かつ、当該土地の傾斜度が十五度未満規該区域内の土地について、植生状態で利用 るようとする場合には、当該施設の面積は とう。以下同じ。)が十分の三未満で利用 5規則第五十三条に規定する樹冠疎密度を 場合には当該施設の面積は一ヘクタール未 土地の傾斜度が十五度以上二十五度未満の 未満とし、植生状態で利用し、 の場合には当該施設の面積は三へクター ○・六ヘクタール未満とする。ただし、当 施設の区域を樹冠疎密度(森林法施 一施設当たりの面積 かつ、当該

齢に達している立木にあっては、その樹高)

Ŧī. 置 0

施設に係る建築物の高さ

対象森林の

立

とし、当該土地の傾斜度が十五度以上二十地の形質の変更に係る幅は十メートル未満 とし、当該土地の傾斜度が二十五度以上 五度未満のときの当該幅は六メートル未満 度が十五度未満のときの立木の伐採又は土 ときの当該幅は三メートル未満とする。

 \mathcal{O}

よに、建築物(その建築面積が五百平方メー備とする。ただし、いずれかの施設の区域内 設と施設との距離は百メートル以上とする。 するとき又は当該建築物があるときは、 |トル以上のものに限る。) を建築しようと 施設と施設との距離は、五十メートル以上

る律第二百四十九号)第十条の五第二項第二 よ

|冠を構成する立木の期待平均樹高(その |木が標準伐期齢(森林法(昭和二十六年法 施設に係る建築物の高さは、 |号の標準伐期齢をいう。以下同じ。) に達 したときに期待される樹高(既に標準伐期

|をいう。) 未満とする。 土の高さ 施設の整備に伴う切土の高さ及び盛

おいて同じ。)の整備に伴う切土又は盛施設(遊歩道等を含む。この項の(三) |の高さは、四メートル未満とする。 その他

施設の区域内の土地を舗装する場合には、 保全に配慮したものであることとする。 当該施設に係る地表水の浸透及び排水処 配慮したものであることその他の森林

|平方メートレト青:' - ^ 施設に係る建築物の建築面積の合計は二千||施設に係る建築物の建築面積の合計は二千|

未満かつ植生状態で利用しようとする場合 平方メートル未満とする。 施設の区域を、樹冠疎密度が十分の三

2	
	(ど Ai+ と Bi) / (と Ai/0・1+ と Bi/0・3) Ai+と Bi/0・3) Aiは、その区域内の土地について非植生状態で利用する森林保健施設をいう。以下同じ。)の面積 Biは、その区域内の土地について植生状態で利用する森林保健施設の面積 Cは、当該対象森林保健施設の面積 Cは、当該対象森林の面積 Cは、当該対象森林の面積 Dは、当該対象森林の面積 Tは、当該対象森林の面積 では、当該対象森林の面積 では、当該対象森林の面積 では、当該対象森林の面積 では、当該対象森林の面積 では、当該対象森林の面積 では、当該対象森林の面積 では、当該対象 ないのでは変更後の当 される比率 では、当該対象な本体の面積に対する各樹種の占有面積の割合に当該樹種の標準伐期齢を乗じて得た数値の総和
	付 得有 U 森 該 営 t よ r D C C 録 利 B の 号 で A B M 気 た面は林 森 計 は り は は は C 第 用 i 面 に 利 i i A デ 数 積 、経 林 画 、 算 、 、 、 D 二 す は 積 規 用 は / A デ
	数 傾 経 杯 画
	の総に当該対象森林保健施設 の総に当該教象森林のの総に当該森林保健施設 の総に当該本ののの総に当該本ののの総に当該本ののの総に当該本のののの総に当該を受けた。 の総に当該本のののの総に当該を表表をに当該を表表を表示を関係) の総に当該を受けた。 の総に当該ををでしている。 の総に当該対象。本本ののの総に当該対象。本本のの。 の総に当該対象。本本のの。 の総に当該対象。本本のの。 の総に当該対象。本本のの。 の総に当該対象。本本のの。 の総に当該対象。本本のの。 の総に当該対象。本本のの。 の総に当該対象。本本のの。 の総に当該対象。本本のの。 の総に当該対象。本本のの。 のの。といる。 のの。 のの。といる。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 の
	和に象の画を条る象林象×窓保区 森林区)BA 当森認の受第比森保森×関健域 林保域 i
	該林定期けー率林健林 t (徐施内 保健内 ・) 関 樹のを間た項 に施の 健施の ノ係
	種面受同に関する。
	標にた者の相 積 の いを A
	では、 では、 では、 では、 ないでは、 のは、 に、 のは、 に、 のは、 に、 のは、 に、 のは、 に、 のは、 に、 のは、 に、 のは、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に
	かるのはに 第 に
	を 個 (定 更 り の
	じの五よの林 式 態 じ第状 ⁺ て占年り当経 に で ° ご二態 №